

新旧対照表

○漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則

新	旧
<p>第1条～第3条 (略) <u>(実施計画に係る行政財産である漁港施設の貸付期間に関する特例)</u> 第4条 <u>法第44条第1項の規定による漁港施設の貸付けについては、神奈川県有財産規則(昭和59年神奈川県規則第40号)第37条の規定によりその例によることとされる同規則第29条の規定にかかわらず、その貸付期間は、法第41条第2項の規定により定められた同項第2号の実施期間を超えない期間とする。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略) (新規)</p>